

令和5年度第2回（通算第7回）入間市学校統合委員会（西武地区中学校）

次 第

日時 令和5年8月22日（火）

午後7時00分～

会場 西武地区センター（西武公民館）

2階大会議室

1 開会

2 議題

（1）提言（統合後の制服、校章）について

（2）学校に設ける設備について

（3）その他

- ・バス時刻表の変更について
- ・小・中学校の登校時間の変更について
- ・高校生の電動キックボードの取扱いについて
- ・西武中学校及び野田中学校の事前交流について
- ・中橋通り歩道拡幅に関する必要項目及びスケジュールイメージについて

3 その他

- ・次回委員会

開催日：令和5年10月___日（___） 午後7時00分から

開催場所：_____

4 閉会

案

入間市教育委員会
教育長 中 田 一 平 様

入間市学校統合委員会（西武地区中学校）
委員長 幡 野 敏 彦

入間市学校統合委員会（西武地区中学校）の「統合後の学校の制服・校章」の協議結果について（報告）

当委員会は、市の公共施設マネジメント事業計画に基づく、西武地区の中学校の統合にあたり、課題となる項目について、地域住民及び学校関係者の意見を聴取し、令和4年7月の第1回委員会より、計7回の協議を重ねてまいりました。

課題項目のうち、統合後の学校の制服と校章について、意見をとりまとめましたので、報告いたします。

1 協議の結果

（1）制服について

次の意見を取り入れた、新たな制服を作っていただきたいこと。

安価であること。軽量であること。機能的であること。デザインが良いこと。

（2）校章について

新たな校章を作っていただきたいこと。

2 理由

（1）制服について

- ・ 従来の制服よりも安価で機能的など、時代に合わせた、購入しやすい制服とすべきと考えるため。

（2）校章について

- ・ 新設校としてのスタートにふさわしいイメージの校章を、新たに作ることが望ましいと考えるため。

2. 学校に設ける設備について

- 検討に際して

人間市教育委員会が考える新しい時代の学び舎のグランドデザイン

①個別最適な学びと協働的な学びができる教室

- 教室等の広さ・形の工夫
- 大型モニターなどのICT機器の充実

②快適な生活空間

- トイレの洋式化
- 全教室へのエアコンの設置
- バリアフリー化
- 木質化

③地球環境に配慮した学校

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入



上記の①から③については、文部科学省の中学校整備指針、学校（教職員）意見、バリアフリー法などの関係法令、先進市の事例や、設計者からの提案によりグランドデザインの達成に向けた検討。

④地域とともにある学校

- 会議室（多目的室）の設置
- 体育館へのエアコンの設置



上記の④に挙げるものに加え、統合委員会からの意見を踏まえた検討

事例

- ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の活動を行うための会議室設置など
- ・災害時の防災拠点となるため、体育館へのエアコン設置や防災倉庫の設置など

- 統合委員会意見

・
・
・

入間市学校統合



新しい時代の学び舎のグランドデザイン

～ 「新しい時代の学習環境の整備」と
「地域とともにある学校」を目指して～

新しい時代の学び舎のイメージ

健やかな学習・生活空間

子どもたちの社会性・人間性を育む場として、ゆとりと潤いのある快適な空間を創造します。

柔軟で創造的な学習空間

教室のみならず、学校施設全体を学びの場として、多様な学びの姿に対応できる空間を創造します。

地域とともにある共創空間

学校と地域や社会が連携・協働できる場として、交流できる空間を創造します。

安心・安全な教育環境

未来を担う子どもたちの生命を守り、健やかに成長できるように、すべての子どもたちが安心・安全に生活できる教育環境を目指します。

地球環境に配慮した教育環境

2050年脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入を推進し、環境教育での活用や地球温暖化対策に取り組みます。

新しい時代の学び舎に求められるもの



【個別最適な学びと協働的な学びができる教室】

多様な学習形態や、子どもたちの学び合いを進めるため、次の設備等の整備を目指します。

- 教室等の広さ・形の工夫
- 大型モニターなどのICT機器の充実



【快適な生活空間】

すべての子どもたちが快適に学校生活を送ることができるようにするため、次の設備等の整備を目指します。

- トイレの洋式化
- 全教室へのエアコンの設置
- バリアフリー化
- 木質化



【地域とともにある学校】

地域の人々が集う学校、また避難所としての防災機能を強化するため、次の設備等の整備を目指します。

- 会議室（多目的室）の設置
- 体育館へのエアコンの設置



【地球環境に配慮した学校】

環境負荷の少ない「人と環境が共生する“まち”」を次世代へつなぐため、次の設備等の整備を目指します。

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入



※ このグランドデザインは、入間市公共施設マネジメント事業計画に基づき、30年間にわたって入間市立小・中学校を統合していくにあたり、これからの学校に必要な設備や機能をまとめたものです。入間市教育委員会として、可能な限り実現できるよう努めてまいります。

3. その他（バスの時刻表の変更について）

①現在のバスの運行状況（資料3-2参照）

野田中学校への通学

- ・ 仏子駅発、西武ぶしニュータウン行きは、午前6時台、7時台、8時台は3本のバスが運行している。
- ・ 樋ノ上発、仏子駅行きは、午後3時台、午後5時台は2本、午後4時台、午後6時台は3本のバスが運行している。

西武中学校への通学

- ・ 西武ぶしニュータウン発、仏子駅行きは、午前6時台、7時台は3本、8時台は2本のバスが運行している。
- ・ 仏子駅発、西武ぶしニュータウン行きは、午後3時台、午後4時台は2本、午後5時台、午後6時台は3本のバスが運行している。

②バスの時刻表が変更される場合の状況（西武バス株式会社より）

- ・ バスのダイヤ改正は、乗客の待機状況や、定期券の販売状況を基に検討が行われる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で、乗務員の確保が難しくダイヤ改正が行いにくい。
- ・ 自治体からダイヤ改正の要望を受け、対応を行った事例はない。

③考察

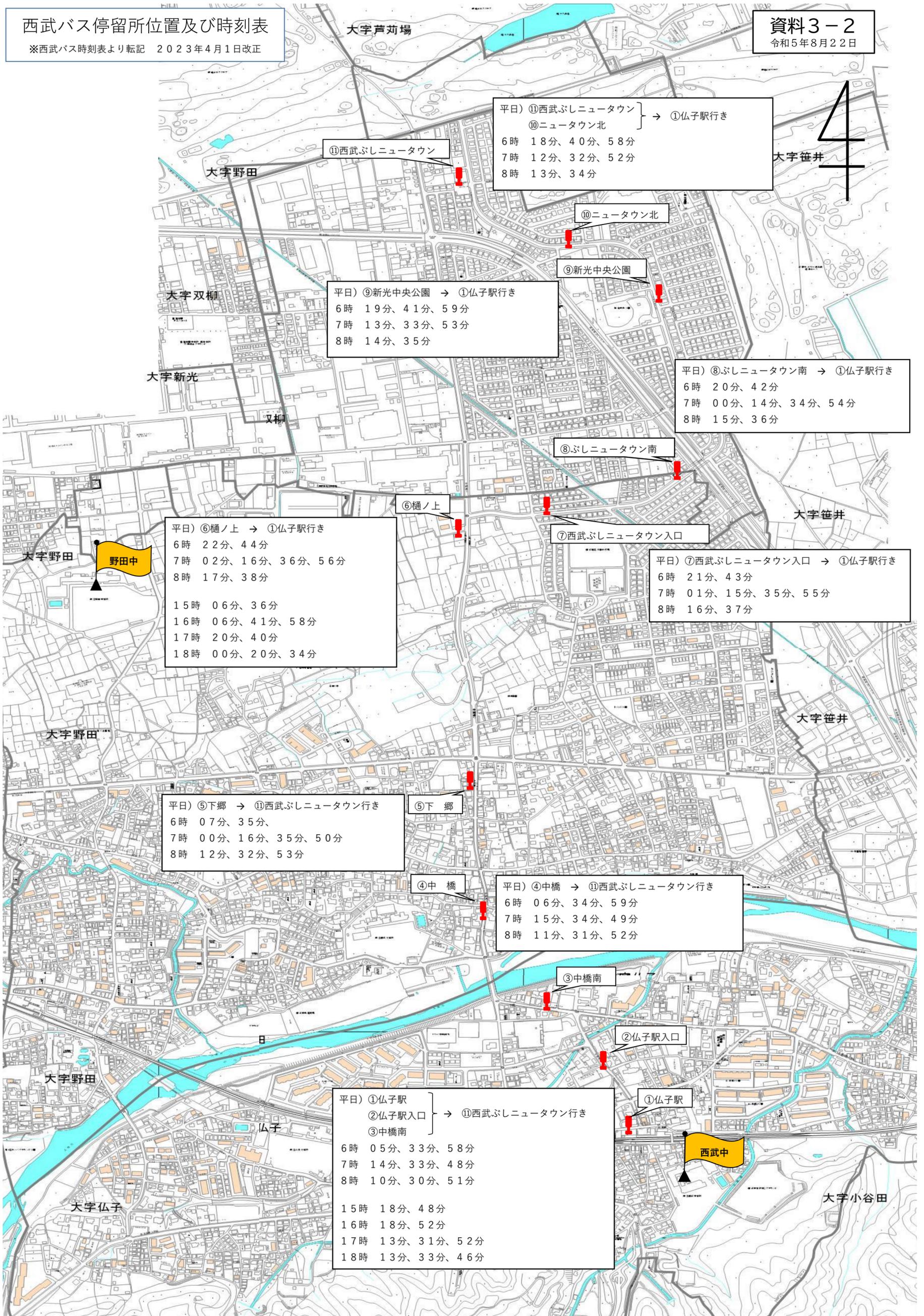
- ・ 現在、通学には十分な本数のバスが運行していることがわかる。
- ・ バスの増便は、乗客がバスに乗り切れない状況が生じるなど、実情に応じてバス会社が検討するため、将来の乗客数増加予測をもとに、現段階でダイヤ改正を要望（交渉）することは難しい。

西武バス停留所位置及び時刻表

※西武バス時刻表より転記 2023年4月1日改正

資料3-2

令和5年8月22日



資料4

令和5年8月22日

3. その他（登校時間の変更について）

- 現在の小・中学校の登校時間等の状況
 - ・ 市内小・中学校の登校時間については、学校指導目標の達成のためのカリキュラムや、登校後の児童生徒の授業への頭の切り替え時間、体調の様子を見るための時間など、工夫されており、各学校で時間が若干異なっています。
 - ・ 小・中学校とも、8時15分から20分頃登校を指導しており、8時から8時5分ころに登校する児童生徒が多いようです。

- 児童生徒が中橋通りを通過する時刻の推定
 - ・ 現状の登校時間を基に試算すると、中学生が中橋通りを通過する時間は、徒歩の生徒が7時50分から53分、自転車の生徒は7時55分前後と8時前後と推定されます。
 - ・ 西武小学校の児童は7時53分から57分前後に通過すると推定されます。
 - ・ 7時55分頃に西武小学校の児童と西武中学校の生徒が中橋通りを同時に通行する可能性があります。

表1 中橋北交差点～小学校通学路右折地点までの推定通過時刻

時	7										8										
分	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	00	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10
小学生				←	→																
中学生（徒歩）	←	→																			
中学生（自転車+徒歩）				←	→																
中学生（自転車）											←	→									

※自転車+徒歩は、アミーゴ西側駐輪場を利用するケースです。

※小学生は1km20分、中学生は1km13分、自転車は1km5分で積算しました。

- 登校時間の変更について
 - ・ 登校時間は、学校長の判断により登校時間等を決定することができます。
 - ・ ただし、学校指導目標の達成や、登校後の児童生徒の授業への頭の切り替え時間、体調を整えるための時間など朝活動の時間が設けられています。
 - ・ また、通学区が拡大することによる各家庭から生徒を送り出す時間や、教職員の勤務体制などへの影響も踏まえ決定していく必要があります。

3. その他について（高校生の電動キックボードの取扱いについて）

○埼玉県教育委員会の対応

埼玉県は、文部科学省からの通知を受け、令和5年7月3日付で埼玉県教育委員会教育長名通知「特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の利用等について」を市教育委員会教育長、県立学校長、教育事務所長あて発出しています。この通知は、高校生の電動キックボード利用について、適切な指導等を依頼するもので、主な内容は次のとおりです。

- ・ 通行できる場所の区別や右折の方法、ヘルメット着用の努力義務等について、生徒の理解を深めるよう、交通安全教育を推進すること
- ・ 埼玉県教育委員会では、免許が不要である電動キックボード等について、「自動二輪車等の交通安全に関する指導要項」に準じる規定等を設けないこと
- ・ 各学校においては、生徒や学校の実情を踏まえ、通学での利用について適切に対応をすること など

○市内高等学校の対応状況（R5.8.8確認）

- ・ 埼玉県立豊岡高等学校

回答：通学時の使用は認めていない。

- ・ 埼玉県立向陽高等学校

回答：生徒からの相談はなく、検討はしていない。

- ・ 学校法人^{えいしん}盈進学園東野高等学校

回答：生徒からの相談はなく、検討はしていない。

- ・ 武蔵野音楽大学附属高等学校

回答：通学時の使用は認めていない。

○入間市内の電動キックボードナンバープレート登録状況（参考）

登録なし（令和5年8月8日現在）

自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となりました。

知っていますか？ 自転車乗用中の事故で亡くなられた方の



備えましょう!



事故で負傷した際の後遺障害を軽減するためにも、頭を守ることがとても大切です。もし、ヘルメットを着用せずに事故にあった場合は、自転車側の過失割合が高くなる可能性があります。基準に合った、自分に合ったヘルメットを、正しく着用!

守りましょう!

- ### 自転車安全利用五則
- (令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定)
1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
 2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
 3. 夜間はライトを点灯
 4. 飲酒運転は禁止
 5. ヘルメットを着用
- ※保護者は、自身がヘルメット着用が努力義務となる場合、幼児を幼児用座席に乗せるときや、児童、幼児が自転車を運転するときは、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません

高校生のみなさん! 自転車や電動キックボードはルールを守って安全に利用しましょう。



令和5年7月1日から、原動機付自転車は車体の大きさや構造などに応じて「一般原動機付自転車」と新区分「特定小型原動機付自転車」に区分されます。いわゆる電動キックボードのうち、基準を満たしたものは、区分に応じた新しいルールで走行できるようになりました。

こうなる!
電動キックボードの形状をしているもののうち、「特定小型原動機付自転車」は**免許が要らない!**
ヘルメットの着用は**努力義務!**
16歳未満は運転禁止!

新区分「特定小型原動機付自転車」として扱われるもの	
車体の大きさ	長さ190cm以下 幅60cm以下
定格出力	原動機として 0.60kW以下の電動機を用いること
最高速度	20km/h を超える速度を出ることができない ※構造上20km/h以上出ることができないものは、走行中に速度の設定を20km/h以上に変更することができないこと
仕組み	AT(オートマチック)機構であること
最高速度表示灯	灯火が緑色で、点灯又は点滅するもの ※特例特定小型原動機付自転車の場合は最高速度表示灯を点滅させることが必須
その他の義務	
自賠責保険(共済)への加入義務やナンバープレートの取得と設置義務	
運転者の遵守事項	
運転者の条件	16歳以上であること(免許不要)
ヘルメット着用	努力義務
通行ルール	車道通行が原則、他、普通自転車専用通行帯の通行可 ※6km/hを超えない速度など、特例特定小型原動機付自転車として各種条件を満たした場合、最高速度表示灯を点滅させたうえで、特定の歩道や路側帯の通行も可

車道通行が原則。歩道を通行できるのは例外的な場合に限られます!
これから電動キックボード等に乗る人はルールを確かめ、これまで乗っていた人は、ルールを改めて確認し、安全に走行しましょう。

こう乗る! 電動キックボード等の交通ルール

電動キックボード等が新区分「特定小型原動機付自転車」として、公道を走行するには、一定の基準を満たさなければなりません。基準を満たさないものは、形状が電動キックボード等であっても、一般原動機付自転車や自動車となり、対応する免許が必要です。そのうえで、車両区分に応じた交通ルールが適用されるので注意しましょう。

車道通行が原則

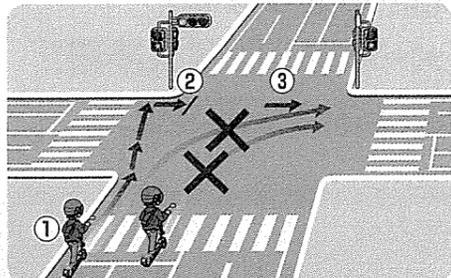
車道の左側端を通行しなければなりません。
※自転車道は通行することができます。

信号機の信号や標識を守らなければなりません。

原則として、車両用の信号に従わなければなりません。歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示がある場合や特例特定小型原動機付自転車が歩道を進行して道路を横断する場合は、歩行者用信号機に従いましょう。

交差点は二段階右折です

特定小型原動機付自転車等が右折するときは、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、交差点の側端に沿って徐行しなければなりません。



- 青信号で交差点の向こう側まで直進する
- その地点で止まって右に向きを変える
- 前方の信号が青になってから進む

※条件により「小回り右折」ができるのは、一般原動機付自転車です。

- 自動車損害賠償責任保険(共済)への加入が義務です。事故による多額の賠償や自身の傷害等に備えて任意保険にも加入しましょう。
- 各自治体でナンバープレートを取得し、取り付けなくてはなりません。
- 交通反則通告制度の対象です。運転免許が不要なため点数制度の対象外で、違反した場合には基礎点数は付きません。しかし交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象であるため、行政上の手続として反則金や放置違反金の納付が必要です。
- 16歳未満の人は運転禁止です。
罰則 6カ月以下の懲役又は、10万円以下の罰金
- 飲酒運転は厳罰です。酒や車両を提供した人も厳罰に!
- 事故が起きたときは、負傷者を救護し、直ちに警察に報告しなければなりません。

例外的に「歩道等」を通行できる特例特定小型原動機付自転車

歩道等を通行できるのは特定小型原動機付自転車のうち「特例特定小型原動機付自転車」で、次のいずれにも該当し、他の車両を牽引していないものに限られます。

- 歩道等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させていること
- 最高速度表示灯の点滅中は時速6kmを超える速度を出ることができない車体の構造であること
- 側車を付けていないこと
- ブレーキが走行中、容易に操作できる位置にあること
- 鋭い突出部のないこと

ただし、保安基準を満たす特例特定小型原動機付自転車であっても、すべての歩道等を通行できるわけではなく、「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識(左図)等が設置されている歩道や道路の左側に設けられた路側帯に限られます。

歩道を通行するときは、歩道の中央から車道寄りの部分又は特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分を徐行しなければなりません。
※歩道等とは、歩道と路側帯をいいます。

やめましょう。ながらスマホは危険です

注意がそれる! その一瞬が交通事故に!

携帯電話使用等(交通の危険)違反点6点
※交通反則通告制度の対象外で刑事手続になります。

携帯電話使用等(保持)違反点3点
反則金 大型車 25,000円 普通車 18,000円
二輪車 15,000円 原付車 12,000円

急な変化に対応できない! その一瞬が迷惑・危険!

自転車に乗りながら、携帯電話やスマートフォンの操作をしていて歩行者に衝突し、重傷を負わせる事故が発生しています。自転車でも加害責任を問われ、高額の賠償金の支払いを命じられることも。

周囲が見えていない! その一瞬が命取り!?

急に立ち止まるなどの迷惑行為をしたり、人や車の接近に気づかずに衝突してしまうばかりか、命を落とす事故も起きています。



特定小型原動機付自転車運転者講習の対象となる17の危険な行為

以下の「特定小型原動機付自転車危険行為」をし、3年以内に2回以上摘発されると講習の受講が命じられ、3カ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。

歩行者用道路徐行違反 <small>※通行が認められている歩行者用道路の場合。</small>	通行区分違反 <small>※歩道通行や車道の右側通行などの行為。</small>	歩道徐行等義務違反 <small>※特定小型原動機付自転車のうち特例特定小型原動機付自転車に限ります。</small>	路側帯進行方法違反 <small>※警察署長の許可を得た場合は除きます。</small>
遮断踏切立入り 	優先道路通行車妨害等 	交差点優先車妨害 	環状交差点通行車妨害等
指定場所一時不停止等 	整備不良車両の運転 	酒気帯び運転等 	共同危険行為等
安全運転義務違反 	携帯電話使用等 <small>※「交通の危険」を生じさせた場合や、携帯電話を「保持」して画面を注視するなどの行為。</small>	妨害運転 <small>※他の車両等の通行を妨害する目的で、逆走して道をふさいだり、クラクションを執拗に鳴らすなどの行為。</small>	特定小型原動機付自転車運転者講習の講習時間は… 3時間 講習手数料… 6,000円(標準額) 命令に従わずに講習を受けないと… 5万円以下の罰金

歩行中や運転中のスマホの操作や画面注視は、危険が迫っていることに気づかなかつたり、とっさの判断が鈍り、自分ばかりか周囲の人を傷つけてしまうことさえあります。「周りの人が気を付けているだろう」と危険回避を他人任せにしている自分がいれば、周りの人も、自分同様に周囲に注意を向けていないかもしれません。被害者にも加害者にならないよう、「ながらスマホ」はやめましょう。

資料6

令和5年8月22日

3. その他（中橋通り歩道拡幅に関する必要項目及びスケジュールイメージ）

- ・ 令和11年4月の新西武中学校の開校に合わせた場合のスケジュールのイメージです。
- ・ 道路整備は、一般的に、下図の段階を経ながら進めていきます。
- ・ 土地所有者の方々に同意をいただき、さらに議会で承認をいただいてから、事業化できます。
- ・ 事業化から完成まで、少なくとも5年を要します。

